公益信託中村ものづくり庄内奨学基金第十一期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、奨学金として十九名に対し総額一、一四〇万円の給付を行った。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	一一一、二四四、九八〇円
負債合計	〇円
正味信託財産	一一一、二四四、九八〇円

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託中村ものづくり庄内奨学基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託さくら基金第十一期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、七件、一九九万四千円の給付を行った。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	五、〇九四、四一八円
負債合計	〇円
正味信託財産	五、〇九四、四一八円

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託さくら基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託飴久晴富山社会福祉支援基金第八期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、福祉奨学金として三名六二〇万円を、社会福祉助成金として一千万円を給付した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	三九七、三五三、八七六円
負債合計	〇円
正味信託財産	三九七、三五三、八七六円

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託飴久晴富山社会福祉支援基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託みずほアジア人材育成基金第十七期決算公告

一、事業概要

アジア諸国の現地学生（六十五名）に対して、二三、五〇〇・〇〇米ドルの奨学金の給付を行った。

アジア諸国の現地学校視察事業に対して、八、五四六・三三米ドルの助成を行った。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	三、二一一、四六七・九一米ドル
負債合計	〇米ドル
正味信託財産	三、二一一、四六七・九一米ドル

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託みずほアジア人材育成基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託駒澤嘉須坂生涯学習振興基金第二十二期決算公告

一、事業概要

須坂市民等が参加する生涯学習に関する活動を行っている七団体に対し、総額四八万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	七六、八九八、八三七円
負債合計	〇円
正味信託財産	七六、八九八、八三七円

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託駒澤嘉須坂生涯学習振興基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字藤田字鶉町二九番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字山崎字滝山原三番地二八

被相続人　亡　八島　重利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日

福島県福島市松木町一〇番一九号

相続財産管理人　新開　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字北堀六〇八番地二、最後の住所群馬県渋川市金井二七五八番地一六

被相続人　亡　渡邊トメノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日

群馬県前橋市石倉町二丁目五番四号

相続財産管理人　弁護士　渡那部　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町一丁目五四九番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町一丁目五四九番地一

被相続人　亡　若山　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目八番地第九松ビル三階A号室　弁護士法人福地輝久法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福地　輝久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市桜木町一九六七番地三一四、最後の住所静岡県熱海市渚町二五番四号

パレアナビル二F　被相続人　亡　村上　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区辰沼一丁目二番、最後の住所東京都足立区辰沼一丁目二番一―五〇三号

被相続人　亡　宮崎　良生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日

事務所東京都港区西新橋一―四―一四物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　足立　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市井口町南三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　林　よし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日

石川県金沢市本町二丁目二番一二号

相続財産管理人　松田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲州市塩山下於曽四八四番地二、最後の住所山梨県甲府市国母四丁目一八番一号ハイツ大道二〇二号室

被相続人　亡　渡邊　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日

事務所山梨県甲府市北口三丁目九番一八号

八巻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八巻　力也

第58期決算公告

平成27年9月11日

山形県酒田市卸町4番地の6

土門商事株式会社

代表取締役　佐藤　善太

貸借対照表の要旨

（平成27年6月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	231
	固定資産	40,004
	合計	40,236
負債及び純資産の部	流動負債	1,129
	固定負債	82,632
	株主資本	△43,525
	資本金	18,000
	利益剰余金	△61,525
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	△66,025
	（うち当期純利益）	(1,835)
	合計	40,236